

株 主 各 位

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番5号
J P R 千 駄 ヶ 谷 ビ ル
株式会社サニーサイドアップ
代表取締役社長 次 原 悦 子

第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年9月26日(火曜日)午後6時までには到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日 時 | 平成29年9月27日(水曜日) 午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都港区元赤坂二丁目2番23号
明治記念館 2階 蓬莱の間
・受付は午前9時に開始します。
・開催場所が昨年と異なりますので、末尾の会場ご案内図
をご参照の上、お間違いのないようご注意ください。 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第32期(平成28年7月1日から平成29年6月30日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人
及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第32期(平成28年7月1日から平成29年6月30日まで)
計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正  
が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス  
<http://www.ssu.co.jp>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成28年7月1日から  
平成29年6月30日まで)

### 1. サニーサイドアップグループの現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループは、拡大する市場動向を予測して積極的な人財投資を行っているマーケティング・コミュニケーション事業をはじめ、東京オリンピック・パラリンピックの開催を前に盛り上がるスポーツ市場の活況によって好調なスポーツ事業、順調な国内店舗に加えて海外店舗の収益化を達成したbills事業等、それぞれの事業が順調に進捗し、高水準な営業成績を維持し続けております。

首都圏を中心に続々と開業する大型商業施設のPR&プロモーション、海外で人気のスポーツイベントの招致運営、コンテンツ&キャストを戦略的に活用した企業ブランディング等、幅広い領域の業種に渡って多種多様な案件が増え続けており、引き続きサービスメニューの拡大や人財投資等による将来の成長に向けた事業基盤を整えております。

当社グループはここ数年継続して行っている将来を見据えた人財投資の負担を勘案した期首計画を策定いたしましたでしたが、前述の通りマーケティング・コミュニケーション事業の拡大やbills事業の新規出店及び収益改善等が奏功した結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高13,891百万円（前連結会計年度比3.7%増）、営業利益387百万円（前連結会計年度比13.4%減）、経常利益494百万円（前連結会計年度比109.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益304百万円（前連結会計年度 親会社株主に帰属する当期純損失216百万円）となりました。

各セグメントの業績は次のとおりであります。

#### イ. マーケティング・コミュニケーション事業

当社グループのマーケティング・コミュニケーション事業は、食品業界や飲食業界といった従来の得意分野に限らず、海外ブランドの国内旗艦店や首都圏を中心とする大型商業施設のPR&プロモーション、大手CVSチェーンや飲料メーカーによるPR連動プロモーション、話題性あふれる自治体広報施策、人気アイドルグループや世界のトップアスリート等を企業ブランディングに応用したコンテンツ&キャスト等、さまざまな領域で多数の案件を継続的に受注しており、基幹事業に相応しい業績を残しております。特に近年、首都圏を中心に続々とオープンしている渋谷ヒカリエ、東京駅グランスタ、京橋エドグラン等の大型商業施設のオープニングPRにおいて目覚ましい実績を残しており、2017年4月に開業した銀座エリア最大規模の商業施設「GINZA SIX」のオープニングPRは日本中で大きな話題となりました。以上のような取組みの結果、本事業の当連結会計年度の売上高は5,715百万円（前連結会計年度比5.3%増）となりました。なお、PR市場拡大に伴う中長期成長を目的とした先行的な人財投資を行っている結果、セグメント利益は595百万円（前連結会計年度比10.6%減）となりました。

#### ロ. SP・MD事業

店頭における購買・成約の意思決定を促すためのコミュニケーションノウハウを提供するSP・MD事業では、大手飲料メーカーの「ビールサーバープレゼントキャンペーン」をはじめ、大手外食チェーン「マクドナルド」のノベルティグッズプレゼントや大手家電メーカーの消費者向けキャンペーン、国際NGOへの支援サービス等を継続的に受注し、安定的な収益基盤を確立しております。こうした堅調な既存事業に加えて、IoTを活用したプログラミング教育アプリ「ソビーゴ」の開発販売等、将来の事業成長を図る新たな取り組みにも積極的な投資を行っております。その結果、記録的な好業績を残した前年同期に比べて、当連結会計年度の売上高は2,588百万円（前連結会計年度比26.7%減）となりました。尚、新規事業開発へ先行投資を行った結果、セグメント利益は34百万円（前連結会計年度比88.4%減）となりました。

## ハ. スポーツ事業

日本のスポーツビジネスを牽引してきた当社グループのスポーツ事業は、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に合わせた事業計画を遂行してきた結果、目覚ましい成果を出すに至っております。そうした成果の中核をなしているのが、ワールドマラソンメジャーズに加入し、世界の主要なマラソン大会のひとつとなった「東京マラソン」やトップランクの選手が集うテニス大会「インターナショナルプレミアテニスリーグ」、ビジネスマンがチームを組んで金融街を疾走する「ブルームバーク スクエア・マイル・リレー」といった時代を代表するような人気スポーツイベントの企画運営サポート業務です。また、プロ野球の人気球団や2019年のW杯開催を控えるラグビー協会の年間活動をサポートする等、マーケティング業務の比重も拡大しており、事業全体の収益性も順調に向上しつつあります。さらに当社所属のアスリートや文化人による肖像権ビジネスも着実な業績を残しており、当連結会計年度の売上高は1,302百万円（前連結会計年度比22.0%増）となりました。また効率性を意識した事業活動により収益性にも貢献し、セグメント利益は172百万円（前連結会計年度比22.2%増）となりました。

## 二. bills事業

オールデイカジュアルダイニング「bills」は前期、国内におけるアジアからの玄関口である福岡、日本最大のインバウンドエリアである銀座に新規出店し、その高いブランディングと事業成長の勢いを増し続けております。2017年秋には、関西エリア第1号店として「bills 大阪」の出店を予定しており、大都市圏を中心とした国内出店網の整備が更に進むことで、収益基盤の強化を図っております。海外においてはハワイ店が集客力と客単価の向上により売上増を達成しただけでなく、客席稼働率の向上や人件費等のコスト圧縮による収益性の向上も果たしており、韓国ロッテワールドタワーのグランドオープンにより注目度が増す「bills 蚕室」や2016年2月オープン以来変わらぬ人気を誇る「bills 光化門」も含めて、海外事業の経営軌道化が進みました。その結果、当連結会計年度の売上高は前年を大きく上回る4,100百万円（前連結会計年度比31.4%増）となりました。また、国内店舗の堅調な収益貢献、かつ海外店舗の大幅な収益改善が奏功

し、セグメント利益も前年を大きく上回る126百万円（前連結会計年度比347.6%増）となりました。

#### ホ. 開発事業

当社ならではのPR発想に基づく新たなビジネスを次々に輩出している開発事業では、時代のニーズに呼応した厳選された人財の紹介ビジネスを行う㈱サニーサイドアップキャリア、独自のノウハウを発揮するPRブティックである㈱エアサイドの二社が稼働しており、当社グループの中長期的な発展の原動力となるべく収益化に向けた計画の実践に積極的に取り組んでおります。尚、ENGAWA㈱は他社資本を広く募って企業成長を図る資本政策の実行に伴い、当第3四半期連結会計期間より持分法適用会社に変更しております。その結果、当連結会計年度の売上高は184百万円（前連結会計年度比24.3%減）、セグメント損失は25百万円（前連結会計年度71百万円の損失）となりました。

| 事業部門                | 売上高      | セグメント利益 |
|---------------------|----------|---------|
| マーケティング・コミュニケーション事業 | 5,715百万円 | 595百万円  |
| S P ・ M D 事業        | 2,588    | 34      |
| スポーツ事業              | 1,302    | 172     |
| b i l l s 事業        | 4,100    | 126     |
| 開発事業                | 184      | △25     |

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしましたサニーサイドアップグループの設備投資の総額は291百万円で、その主なものとしましては、bills事業における銀座店の工事費等203百万円であります。

#### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中の資金調達は、株式会社フライパンの財務体質強化のため長期借入金として155百万円、株式会社スクランブルの財務体質強化のため長期借入金として100百万円の調達を実施いたしました。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況等  
当社は平成29年1月13日付で子会社であったENGAWA株式会社の株式の一部を同社の代表取締役社長牛山隆信氏に譲渡いたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                         | 第 29 期<br>(平成26年6月期) | 第 30 期<br>(平成27年6月期) | 第 31 期<br>(平成28年6月期) | 第 32 期<br>(当連結会計年度<br>(平成29年6月期)) |
|---------------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(千円)                                   | 12,443,202           | 11,940,401           | 13,393,753           | 13,891,946                        |
| 親会社株主に帰属する当期<br>純利益又は親会社株主に帰<br>属する当期純損失(△) | △7,728               | △330,671             | △216,744             | 304,860                           |
| 1株当たり当期純利益又<br>は当期純損失(△) (円)                | △2.18                | △93.76               | △60.43               | 41.57                             |
| 総 資 産(千円)                                   | 5,613,117            | 5,291,734            | 5,773,467            | 5,706,035                         |
| 純 資 産(千円)                                   | 1,906,744            | 1,423,144            | 1,402,135            | 1,555,466                         |
| 1株当たり純資産額 (円)                               | 501.30               | 371.66               | 343.55               | 198.20                            |

当社は、平成29年5月30日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                         | 資 本 金      | 当社の議決<br>権比率 | 主要な事業内容             |
|-------------------------------|------------|--------------|---------------------|
| 株式会社ワイズインテグレーション              | 10百万円      | 100%         | S P・MD事業            |
| 株 式 会 社 フ ラ イ パ ン             | 30百万円      | 51           | bills事業             |
| S S U H A W A I I , I N C     | 30万米ドル     | 100          | bills事業             |
| b i l l s w a i k i k i L L C | 1,095万米ドル  | 84.9         | bills事業             |
| 株式会社クムナムエンターテインメント            | 30百万円      | 100          | マーケティング・コミュニケーション事業 |
| SUNNY SIDE UP KOREA,INC       | 100百万韓国ウォン | 100          | bills事業             |
| 株 式 会 社 エ ア サ イ ド             | 10百万円      | 100          | 開発事業                |
| 株式会社サニーサイドアップキャリア             | 37百万円      | 100          | 開発事業                |
| 株 式 会 社 ス ク ラ ン プ ル           | 9百万円       | 100          | マーケティング・コミュニケーション事業 |

- (注) 1. ENGAWA株式会社は、当連結会計年度において株式持分の一部を売却したことにより、連結の範囲から除外しております。また、株式会社ワイズエス・イー・エーは当連結会計年度において清算したため連結の範囲から除外しております。
2. bills waikiki LLCは、当連結会計年度において増資を行い、資本金が増加しております。
3. 株式会社サニーサイドアップキャリアは、当連結会計年度において増資を行い、資本金が増加しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは時代や社会のニーズに応え、新たな価値を創り続ける企業体であるべく、中長期経営計画「Road to 2020 and beyond」で描いた成長戦略を推進し着実な成果を出し続けています。マーケティング・コミュニケーション事業を中心とした基幹事業の拡充を図りながら新規事業開発を推進するという指針を遂行する上で対処すべき課題は次のとおりです。

##### ①海外事業展開における優位性の発揮とリスク管理の厳格化

「bills」のハワイ及び韓国店舗展開等の海外事業では、その高いブランドロイヤルティを基盤にした集客面における優位性の発揮が強みである以上、国内とは異なる海外事情に即したPRやプロモーション施策の計画実行が大きな課題であると認識しております。また市場調査の徹底やカントリーリスクの把握等のリスクヘッジを綿密に行った上で、現地パートナーの確保といった実施体制の構築やガバナンス強化を図っていく所存です。

##### ②独自の情報やリソースを活用した競争力の高い新規事業開発

当社の多岐に渡る人脈を通じてもたらされる最新のビジネス動向や情報は、従来の受託ビジネスに留まらない新規事業による企業成長を目指す上で大きなアドバンテージになり得ます。そうした情報を基に構築した事業プランには、これまで当社が培ってきたマーケティング&コミュニケーションに関する豊富なノウハウも導入しており、時代のニーズをくみとった競争力の高いビジネスへと進化します。今後も人脈やネットワーク構築への努力を怠ることなく最先端の情報収集に努めていくことが当社グループの成長の鍵になると認識しています。

##### ③スポーツビジネスに関するトータルソリューションサービスの強化拡充

当社グループでは、長年培ってきたスポーツマーケティングの知見を活用し、2020年に向けてスポーツイベントや販促活動等、スポーツ関連の市場規模が拡大するのに合わせたスポーツビジネスの事業化を推進すると同時に、東京オリンピック・パラリンピックでの活躍を目指すアスリートたちを全力で支援すべくスポーツマネジメントを再強化しております。このように当社だからこそ提供できるスポーツビジネスに関するトータルソリューションをさらに拡充していくことが重要な経営課題だと認識しております。

#### ④人財の確保・育成

当社グループにおける他社への優位性は「たのしいさわぎをおこしたい」という当社理念に共感した、創造力と実行力を兼ね備えた多才な人財によって発揮されます。当社グループらしさを成果として収めることができる人財の確保・育成はもはや重要な経営課題であり、よりよい職場環境や当社らしい福利厚生制度の実現のために創意工夫をこらし続けてまいりました。今後もそうした活動を強化するとともに、国内外におけるさらなる知名度の向上とブランディング強化のために、世界的なビジネスアワード等にも積極的に参加すると同時に、ヒューマンリソースに着眼した事業（人財紹介派遣）、サニーサイドアップキャリアとの連携を強化して、人財の確保・育成を安定継続的且つ積極的に実現していく予定です。

#### ⑤労務効率と粗利率の向上による収益性基盤の強化

今後の積極的な人財投資によって当社グループの各事業が順調に成長する見通しの中、事業規模の成長に伴って拡大する労務費や原価等のコスト負担を軽減していく適正な管理体制の構築は急務と考えております。また効率性や収益性を高めることによって経営基盤がこれまで以上に盤石なものとなることが、新規事業やM&A等の中長期成長に向けた加速的成長の根幹となると考えております。

### (5) 主要な事業内容（平成29年6月30日現在）

当社グループの事業内容は以下のとおりであります。

#### ①マーケティング・コミュニケーション事業

マーケティング・コミュニケーション事業はPRはもとより、プロモーション、コンテンツ開発、キャストینگ等、時代のニーズに適應したサービスを統合的に提供する戦略的フォーマットから成り立っており、得意先企業が抱えるさまざまな課題に応じた総合的なマーケティング・コミュニケーション支援を行っております。

## ② S P ・ M D 事業

S P ・ M D 事業は、店頭における購買・成約の意思決定を促すためのコミュニケーションノウハウの提供を主眼とした活動を行っており、話題のキャンペーングッズや自社製品も含めた雑貨類の企画制作や国際 N G O への募金活動サポートといった社会貢献活動等の新規事業開発にも積極的に取り組んでおります。

## ③ スポーツ事業

スポーツ事業は、大型公共スポーツ大会等のコンサルティング、P R、スポーツコンテンツ開発、海外スポーツイベントの日本招致、及びその運営、トップアスリートの肖像管理等、東京オリンピック・パラリンピック開催決定によってこれまで以上に活況を呈しているスポーツビジネスを牽引するさまざまなビジネスモデルに取り組んでおります。

## ④ bills 事業

bills 事業は、当社とマネジメント契約するレストラン・プロデューサーのビル・グレンジャー氏との協業で展開するレストラン「bills」のブランディング・運営、及び「bills」ブランドのライセンスビジネスを行っております。2017年6月時点では日本国内6店舗（七里ヶ浜、横浜赤レンガ倉庫、お台場、表参道、福岡、銀座 ※二子玉川店はライセンス供与）、海外3店舗（ハワイ、韓国2店舗）を展開しております。

## ⑤ 開発事業

「bills 事業」に代表される当社グループのさらなる成長のために不可欠なビジネスを次々に生み出している開発事業では、現在、インバウンドや D o s ポーツ、ヒューマンリソース等、時代のキーワードをテーマにした取り組みを複数行っており、経営軌道化に向けた計画を着々と遂行しております。今後も新たなビジネス開発を適宜継続的に行っていく予定です。

(6) 主要な営業所（平成29年6月30日現在）

①当社

本社：東京都渋谷区

②主要な子会社の事業所

株式会社ワイズインテグレーション 本社：東京都渋谷区

株式会社フライパン 本社：東京都渋谷区

SSU HAWAII,INC 本社：アメリカ

bills waikiki LLC 本社：アメリカ

株式会社クムナムエンターテインメント 本社：東京都渋谷区

SUNNY SIDE UP KOREA,INC 本社：韓国

株式会社エアサイド 本社：東京都渋谷区

株式会社サニーサイドアップキャリア 本社：東京都渋谷区

株式会社スクランブル 本社：東京都渋谷区

(7) 従業員の状況（平成29年6月30日現在）

①サニーサイドアップグループの従業員の状況

| 事業部門                | 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------------------|------|-------------|
| マーケティング・コミュニケーション事業 | 74名  | 11名増        |
| S P ・ M D 事業        | 30   | 1名増         |
| スポーツ事業              | 21   | 3名増         |
| b i l l s 事業        | 75   | 3名増         |
| 開発事業                | 4    | 6名減         |
| 全社（共通）              | 69   | 1名増         |
| 合計                  | 273  | 13名増        |

(注) 従業員数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。また、執行役員5名を含んでおります。

②当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 155名 | 12名増      | 34.3歳 | 4.7年   |

(注) 従業員数には、グループ会社への出向者（16名）を除きます。なお、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成29年6月30日現在)

| 借 入 先        | 借 入 額  |
|--------------|--------|
| 株式会社商工組合中央金庫 | 812百万円 |
| 株式会社みずほ銀行    | 332    |

(9) その他サニーサイドアップグループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成29年6月30日現在)

① 発行可能株式総数 20,992,000株

② 発行済株式の総数 7,417,200株

(注) 新株予約権の行使及び平成29年5月30日付の1株を2株に分割する株式分割により、発行済株式の総数は3,719,600株増加しております。

③ 株主数 6,981名

④ 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                 | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-----------------------|------------|---------|
| 次 原 悦 子               | 2,835,200株 | 38.56%  |
| (株) ネ ク ス ト フ ィ ー ル ド | 496,000    | 6.75    |
| 小 林 正 晴               | 456,800    | 6.21    |
| 中 田 英 寿               | 416,000    | 5.66    |
| 渡 邊 徳 人               | 369,600    | 5.03    |
| 久 貝 真 次               | 172,800    | 2.35    |
| 千 々 石 寛               | 158,000    | 2.15    |
| 高 橋 恵                 | 106,800    | 1.45    |
| 長 尾 里 絵               | 103,200    | 1.40    |
| 申 光 華                 | 85,600     | 1.16    |

(注) 持株比率は自己株式 (64,248株) を控除して算出しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成29年6月30日現在）

|                             |                   |                                                                                         |
|-----------------------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
|                             |                   | 第5回新株予約権                                                                                |
| 発行決議日                       |                   | 平成26年8月27日                                                                              |
| 新株予約権の数                     |                   | 145個                                                                                    |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）       |                   | 普通株式 29,000株<br>（新株予約権1個につき200株）                                                        |
| 新株予約権の払込金額                  |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                                                     |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）   |                   | 新株予約権1個当たり102,800円<br>（1株当たり514円）                                                       |
| 権利行使期間                      |                   | 平成28年8月28日から<br>平成31年8月27日まで                                                            |
| 行使の条件                       |                   | 新株予約権者は、権利行使時において当社及び子会社の取締役または従業員であることを要する。<br>新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行わせることができないものとする。 |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況 | 取締役<br>（社外取締役を除く） | 新株予約権の数 145個<br>目的となる株式数 29,000株<br>保有者数 3人                                             |

（注）平成29年5月30日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (平成29年6月30日現在)

| 会社における地位  | 氏 名              | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 状 況                                                                                                                                         |
|-----------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 次 原 悦 子          | 担当：最高経営責任者（CEO）<br>重要な兼務状況<br>(株)フライパン 代表取締役会長<br>(株)エアサイド 取締役<br>(株)サニサイトップキャリア 取締役<br>(株)EPARKスゴーツ 取締役                                                      |
| 代表取締役副社長  | 渡 邊 徳 人          | 担当：最高財務責任者（CFO）<br>重要な兼務状況<br>(株)ワイズインテグレーション 取締役<br>SSU HAWAII,INC 代表取締役<br>bills waikiki LLC 取締役<br>(株)ゲームエンターテインメント 代表取締役<br>SUNNY SIDE UP KOREA,INC 代表取締役 |
| 取 締 役     | 久 貝 真 次          | 担当：最高執行責任者（COO）<br>重要な兼務状況<br>(株)ワイズインテグレーション 取締役<br>(株)沖縄イニシアティブ 取締役<br>ENGAWA(株) 取締役                                                                        |
| 常 勤 監 査 役 | 白 井 耀 晃<br>(白 井) | —                                                                                                                                                             |
| 監 査 役     | 田 中 博 文          | —                                                                                                                                                             |
| 監 査 役     | 豊 田 基 嗣          | 重要な兼務状況<br>公認会計士<br>豊田公認会計士事務所 代表<br>(株)アールフィールドコンサルティング 代表取締役                                                                                                |

- (注) 1. 監査役田中博文及び監査役豊田基嗣は、社外監査役であります。
2. 監査役豊田基嗣は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査役田中博文及び監査役豊田基嗣を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当事業年度中に退任した監査役は次のとおりであります。  
篠木信生（平成28年9月26日）

② 取締役及び監査役の報酬等  
当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 支給人数     | 支給額                 |
|--------------------|----------|---------------------|
| 取 締 役              | 3名       | 100,163千円           |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4<br>(3) | 17,100<br>(10,370)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 7<br>(3) | 117,263<br>(10,370) |

- (注) 1. 平成17年9月30日開催の第20回定時株主総会の決議による取締役の報酬限度額は、年額200,000千円以内(使用人分給与は含まない)であります。また、平成25年9月26日開催の第28回定時株主総会の決議により、上記報酬限度額とは別枠にて報酬として新株予約権の付与額、年額100,000千円以内があります。
2. 平成20年9月26日開催の第23回定時株主総会の決議による監査役の報酬限度額は、年額20,000千円以内であります。
3. 当期末の監査役の員数は3名であります。上記の監査役の員数と相違しておりますのは、平成28年9月26日開催の第31回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでいるためであります。
4. 上記の報酬等の総額には以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与の引当金繰入額21,500千円
  - ・ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用 498千円

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役豊田基嗣は、豊田公認会計士事務所の代表及び(株)ブルーフィールドコンサルティングの代表取締役であります。当社と豊田公認会計士事務所及び(株)ブルーフィールドコンサルティングとの間には特別な関係はありません。

## □. 当事業年度における主な活動状況

|          | 活 動 状 況                                                                                                                                     |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 田中博文 | 当事業年度に開催された取締役会24回の全てに出席し、監査役会23回の全てに出席いたしました。取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。                  |
| 監査役 豊田基嗣 | 当事業年度に開催された取締役会24回の全てに出席し、監査役会23回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。 |

### ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款第39条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査役田中博文及び監査役豊田基嗣は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (4) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

|                                     |          |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 28,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 28,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて監査項目別監査時間および監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および

び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び同条第2項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 過去2年間に業務停止の処分を受けた者に関する事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

1. 処分対象

新日本有限責任監査法人

2. 処分内容

平成28年1月1日から同年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

3. 処分理由

- ・社員の過失による虚偽証明
- ・監査法人の運営が著しく不当

## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、「内部統制システム構築の基本方針」として取締役会で決議した内容は以下のとおりであります。

### ① 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

#### (1) コーポレート・ガバナンス

##### ア 取締役及び取締役会

取締役会は、法令・定款等に則り、経営の重要事項を決定し、取締役の業務執行を監督する。

取締役会は、原則として月1回の定例取締役会を開催し、緊急議案発生の場合には速やかに臨時取締役会を開催し、迅速な経営判断ができる体制を構築する。

##### イ 監査役及び監査役会

監査役は、法令の定める権限を行使するとともに、監査法人及び内部監査室と連携して、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。

#### (2) コンプライアンス

##### ア コンプライアンス体制

当社は、取締役及び社員がコンプライアンスに則った企業活動を実践するため、グループ共通の「リスク・コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス推進とリスク管理を一体で実施し、その目的達成のため諸施策を講じる。

##### イ 公益通報制度

コンプライアンス上問題のある行為を知った場合に備え、グループ共通の「公益通報者保護規程」を定め、当社グループ全体のコンプライアンスの報告・相談窓口として、公益通報窓口を設置する。

#### (3) 内部監査

業務執行者の職務執行の妥当性及びコンプライアンスの状況につき調査するため、代表取締役社長直轄の組織として内部監査室を設置し、内部監査に関する基本的事項を「内部監査規程」に定め、内部監査室及び必要に応じて代表取締役社長に任命された監査担当者が、監査を統轄、実施する。内部監査の結果は定期的に取締役会に報告されるものとする。

#### (4) 反社会的勢力対策

社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は、法令等違反に繋がるものと認識し、その対応としてグループ共通の「反社会的勢力対策規程」を定め、当社グループ全体で反社会的勢力との関係を遮断する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 情報の保存及び管理

当社は、情報セキュリティマネジメントシステム「ISO27001」の認証を受け、関連諸規程に則り、情報セキュリティ管理策を継続することにより、取締役及び社員の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行う。

(2) 情報の閲覧

取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理体制

当社グループ全体でリスク・コンプライアンス委員会を3ヶ月に一度開催する。事業上のリスクを会社単位及び業務単位で検討し、管理する。

(2) 決裁制度

当社及びグループ会社は、各部門の長がその分掌業務の執行にあたり「職務権限規程」に基づき決裁取得を必要とする事項については、個別に申請のうえ決裁を取得する。また必要に応じ経過報告を行い、完了後は完了報告を行う。

(3) 大災害発生時の体制

大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、当社代表取締役社長を本部長とするグループ会社全体の対策本部を設置し、速やかに措置を講じる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 経営方針、経営戦略及び経営計画

当社及びグループ会社は、会社ごと及びグループ全体の経営方針、経営戦略及び経営計画を策定し、グループ各社の全取締役、社員が共有する目標を定め、取締役はその経営目標が予定通り進捗しているか検証し、当社取締役会及びグループ各社の取締役会等において定期的に報告を行う。

(2) 執行役員制度

当社は執行役員制度を導入し、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行責任の明確化と迅速化を図るとともに、取締役会は執行役員の任命及び業務執行状況の監督を行う。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

グループ会社管理体制

当社と関係会社の相互の利益と発展を目的とし、「関係会社管理規程」を定める。当社グループ管理本部長は、子会社の経営状況と財務状況を常に把握し、取締役へ報告する。又、経営上の重要事項は子会社で決定する前に報告を受け、取締役に報告するとともに子会社に対し必要な指導と助言をする。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「③損失の危険の管理に関する規程その他の体制」の通り、グループ一体となった体制を構築する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(1)経営方針、経営戦略及び経営計画」の通り、グループ各社及びグループ全体の体制を構築する。

(4) 子会社の取締役等及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア コーポレート・ガバナンス

当社グループ各社の状況に適したコーポレート・ガバナンスを構築する。

イ コンプライアンス

「リスク・コンプライアンス規程」はグループ会社に範囲を広げ、公益通報窓口は当社の内部監査室に統一する。

ウ 内部監査

内部監査室は、当社グループ各社に対し監査を実施し、当社代表取締役社長に報告する。監査役及び監査法人は、独自に当社グループ各社に対して監査を行うものとする。

エ 反社会的勢力対策

「①取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(4)反社会的勢力対策」の通り、グループ一体となった体制を構築する。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法に基づきグループ共通の諸規程を整備し、財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を行う。内部統制の整備・運用の実施は、各社業務部署の責任の下で行い、評価は内部監査室が行う。評価結果は取締役会及び監査役会に報告する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する体制及び当該社員の取締役からの独立性に関する事項並びに当該社員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、当該社員を選出し対応する。

当該社員の人事異動、人事考課等については監査役の同意が必要であるものとする。

当該社員が他部署の業務を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

⑧ 監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 監査役による重要会議への出席

監査役は、取締役会に出席し、取締役から、業務執行の状況その他重要事項の報告を受ける他、その他重要な会議に出席する。

(2) 当社グループ各社の役員及び社員による監査役への報告

当社グループ各社の役員及び社員は、当社監査役から業務執行について報告を求められた場合、又は当社グループ会社に著しく影響を及ぼす重要事項、法令定款違反の不正行為、その他これに準ずる事実並びにそのおそれのある事実を知った場合には、遅延なく当社監査役に報告する。又、監査役は必要に応じ、いつでも当社グループ各社の役員及び社員に報告を求めることができる。

(3) 内部監査の報告

内部監査室は、監査役に内部監査結果及び監査状況等を定期的に報告する。

(4) 公益通報制度

通報に不利益が及ばないグループ共通の公益通報者窓口を設置し、通報内容を速やかに監査役に報告する。

(5) その他

当社グループ会社は、上記の報告を行った役員及び社員に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止する。

⑨ 会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 内部監査室、監査法人及び当社グループ監査役との関係

監査役は、内部監査室及び監査法人より、それぞれ監査計画を事前に受領するとともに、定例会議を開催し、監査方針及び監査結果報告にかかる意見交換を行うことができる。

監査役は、当社グループ各社の監査役と関係し、当社グループ各社における業務執行に関する意見を徴するため、監査役連絡会を開催し、グループ経営にかかる相互情報交換を行うことができる。

(2) 外部専門家の起用

監査役が必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを任用することができる。

上記の業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社及びグループ会社の内部統制システムに関する整備・運用状況の評価を、当社の内部監査室が実施しております。また、内部監査室は、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施しております。これらの評価は、取締役会及び監査役会に報告しております。当社監査役会は、独自に内部統制システムの評価を行い、その結果を取締役会に報告しております。これらの評価結果をもとに、改善活動を実施しております。

## ② コンプライアンス

コンプライアンスの推進は、リスク・コンプライアンス委員会（当事業年度は5回開催）が中心となって進めております。リスク・コンプライアンス委員会は、当社代表取締役社長が委員長を務め、当社及びグループ会社の役員が委員として参加し、関連法令に関するディスカッションを行い、当社グループ全体で法令違反、不正行為等の未然防止を図っております。

コンプライアンス上問題のある行為を知った場合に備え、グループ共通の公益通報窓口を設置し、その窓口を当社内部監査室と定め、通報・相談があった場合の対応体制を整えております。また、通報・相談があった場合は、速やかに監査役に報告する体制を整えております。

反社会的勢力対策として、グループ各社で新規取引先等の反社会的勢力調査を行い、反社会的勢力の経営介入を防止しております。また、反社会的勢力の接触があった場合に備え、対応部署、対応策等を明確に定め、役職員に周知しております。

## ③ リスク管理

当社は経営に重要な影響を及ぼすリスク発生の未然防止及びリスクが万一顕在化した場合、適切な対応を行い、会社損失の最小化を図るため、グループ全体のリスク・コンプライアンス委員会（当事業年度は5回開催）でリスクへの対応を行っております。具体的には、当社グループ全体のリスク管理表を作成し、経営に重要な影響を及ぼすリスクの把握、対応策の策定、対応状況の継続的なモニタリングを実施しております。また、事故など発生時の対応方法を定めております。

## ④ グループ会社管理体制

当社及びグループ会社は、グループ全体及び会社ごとの経営方針、経営戦略及び経営計画を策定し、期初にグループ会社の役職員全員が参加する、戦略発表会にて、グループ全体及び会社ごとの経営目標を共有しております。

当社グループ管理本部長は、各社の経営状況と財務状況を把握し、毎月、当社取締役会で進捗状況の報告がなされております。また、当社グループ管理本部長は子会社の重要事項について、子会社で決定する前に報告を受け当社取締役会に報告するとともに、子会社に対し必要な助言と指導を行っております。

当社はコンプライアンスの推進、リスク管理等をグループ全体で行うことにより、グループ会社の管理体制の強化を図っております。

⑤ 取締役の職務の執行

取締役会は、当事業年度は24回開催し、各議案についての審議を行い、重要事項を決定するとともに、業務執行の状況等の監督を行っております。

当社は執行役員制度を導入し、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離し、迅速な意思決定を行っております。また、組織規程の業務分掌及び職務権限規程により、業務執行に係る責任の明確化と迅速化を図っております。

⑥ 監査役の職務の執行

監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役による重要会議への出席等を通じて、内部統制の整備・運用状況を確認しております。また、監査法人、内部監査室などの内部統制に係る組織と必要に応じて情報交換を実施することで、当社グループの内部統制システム全般をモニタリングすると共に、より効率的な運営について助言を行っております。

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用の処理を速やかに行うとともに、監査役が求めた補助すべき社員を1名置き、監査役の監査が実効的に行われる体制を整えております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関し、基本方針を特に定めておりません。

# 連結貸借対照表

(平成29年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目                  | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
|----------------------|------------------|----------------------|------------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b>   |                  | <b>( 負 債 の 部 )</b>   |                  |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>3,966,447</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>2,938,241</b> |
| 現金及び預金               | 1,011,250        | 買掛金                  | 1,149,607        |
| 受取手形及び売掛金            | 2,273,235        | 短期借入金                | 612,041          |
| 商品及び製品               | 23,146           | 1年内返済予定の長期借入金        | 344,840          |
| 未成業務支出金              | 230,928          | リース債務                | 10,790           |
| 原材料及び貯蔵品             | 32,378           | 未払法人税等               | 167,908          |
| 繰延税金資産               | 16,439           | 繰延税金負債               | 317              |
| その他                  | 379,213          | 役員賞与引当金              | 104,905          |
| 貸倒引当金                | △144             | 未払費用                 | 275,929          |
|                      |                  | その他                  | 271,899          |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>1,739,587</b> | <b>固 定 負 債</b>       | <b>1,212,328</b> |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>1,215,876</b> | 長期借入金                | 721,973          |
| 建物及び構築物              | 593,310          | リース債務                | 26,817           |
| 機械装置及び運搬具            | 23,454           | 長期預り金                | 282,974          |
| 土地                   | 508,701          | 繰延税金負債               | 19,076           |
| リース資産                | 30,137           | 資産除去債務               | 72,652           |
| 建設仮勘定                | 2,969            | その他                  | 88,833           |
| その他                  | 57,303           | <b>負 債 合 計</b>       | <b>4,150,569</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>1,642</b>     | <b>( 純 資 産 の 部 )</b> |                  |
| その他                  | 1,642            | <b>株 主 資 本</b>       | <b>1,427,799</b> |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>522,069</b>   | 資本金                  | 483,441          |
| 投資有価証券               | 59,244           | 資本剰余金                | 631,805          |
| 関係会社株式               | 29,178           | 利益剰余金                | 342,834          |
| 長期貸付金                | 23,532           | 自己株式                 | △30,281          |
| 繰延税金資産               | 427              | <b>その他の包括利益累計額</b>   | <b>29,603</b>    |
| 敷金及び保証金              | 411,260          | その他有価証券評価差額金         | 4,520            |
| その他                  | 50,723           | 為替換算調整勘定             | 25,083           |
| 貸倒引当金                | △52,296          | <b>新 株 予 約 権</b>     | <b>38,248</b>    |
|                      |                  | <b>非 支 配 株 主 持 分</b> | <b>59,814</b>    |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>5,706,035</b> | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>1,555,466</b> |
|                      |                  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>5,706,035</b> |

## 連結損益計算書

(平成28年7月1日から  
平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                          | 金       | 額          |
|------------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                        |         | 13,891,946 |
| 売 上 原 価                      |         | 11,746,348 |
| 売 上 総 利 益                    |         | 2,145,598  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費          |         | 1,758,172  |
| 営 業 利 益                      |         | 387,426    |
| 営 業 外 収 益                    |         |            |
| 受 取 利 息                      | 909     |            |
| 受 取 配 当 金                    | 395     |            |
| 為 替 差 益                      | 109,370 |            |
| 受 取 家 賃                      | 36,443  |            |
| 匿 名 組 合 損 益 分 配 額            | 2,829   |            |
| そ の 他                        | 10,191  | 160,141    |
| 営 業 外 費 用                    |         |            |
| 支 払 利 息                      | 8,826   |            |
| 売 上 債 権 売 却 損                | 1,576   |            |
| 持 分 法 に よ る 投 資 損 失          | 25,722  |            |
| 賃 貸 費 用                      | 14,679  |            |
| そ の 他                        | 2,445   | 53,250     |
| 経 常 利 益                      |         | 494,317    |
| 特 別 利 益                      |         |            |
| 固 定 資 産 売 却 益                | 3,407   |            |
| 子 会 社 株 式 売 却 益              | 6,054   |            |
| 関 係 会 社 株 式 売 却 益            | 265     |            |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益              | 618     | 10,347     |
| 特 別 損 失                      |         |            |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損            | 64      | 64         |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益        |         | 504,599    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税        | 218,261 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額                | 6,548   | 224,809    |
| 当 期 純 利 益                    |         | 279,790    |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失 |         | 25,070     |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 |         | 304,860    |

# 連結株主資本等変動計算書

(平成28年7月1日から)  
(平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

|                           | 株 主 資 本 |         |         |         | 株主資本合計    |
|---------------------------|---------|---------|---------|---------|-----------|
|                           | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金   | 自 己 株 式 |           |
| 平成28年7月1日<br>期 首 残 高      | 475,518 | 570,597 | 129,594 | △30,281 | 1,145,428 |
| 連結会計年度中の変動額               |         |         |         |         |           |
| 新株予約権の権利行使による新株の発行        | 7,923   | 7,923   |         |         | 15,846    |
| 剰余金の配当                    |         |         | △91,636 |         | △91,636   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |         |         | 304,860 |         | 304,860   |
| 連結範囲の変動                   |         | 29,986  |         |         | 29,986    |
| 持分法適用範囲の変動                |         |         | 15      |         | 15        |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動      |         | 23,298  |         |         | 23,298    |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |         |         |         |         |           |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 7,923   | 61,207  | 213,239 | -       | 282,370   |
| 平成29年6月30日<br>期 末 残 高     | 483,441 | 631,805 | 342,834 | △30,281 | 1,427,799 |

|                           | その他の包括利益<br>累 計 額 |            |                     | 新株予約権  | 非支配株主持分 | 純資産合計     |
|---------------------------|-------------------|------------|---------------------|--------|---------|-----------|
|                           | その他有価証券<br>評価差額金  | 為替換算定<br>額 | その他<br>の包括利益<br>累計額 |        |         |           |
| 平成28年7月1日<br>期 首 残 高      | 2,677             | 111,193    | 113,870             | 40,378 | 102,457 | 1,402,135 |
| 連結会計年度中の変動額               |                   |            |                     |        |         |           |
| 新株予約権の権利行使による新株の発行        |                   |            |                     |        |         | 15,846    |
| 剰余金の配当                    |                   |            |                     |        |         | △91,636   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |                   |            |                     |        |         | 304,860   |
| 連結範囲の変動                   |                   |            |                     |        |         | 29,986    |
| 持分法の適用範囲の変動               |                   |            |                     |        |         | 15        |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動      |                   |            |                     |        |         | 23,298    |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 1,843             | △86,110    | △84,266             | △2,130 | △42,642 | △129,039  |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 1,843             | △86,110    | △84,266             | △2,130 | △42,642 | 153,330   |
| 平成29年6月30日<br>期 末 残 高     | 4,520             | 25,083     | 29,603              | 38,248 | 59,814  | 1,555,466 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ・ 連結子会社の数 9社
- ・ 主要な連結子会社の名称 株式会社ワイズインテグレーション  
株式会社フライパン  
株式会社クムナムエンターテインメント  
SSU HAWAII, INC  
bills waikiki LLC  
SUNNY SIDE UP KOREA, INC  
株式会社エアサイド  
株式会社サニーサイドアップキャリア  
株式会社スクランブル

前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社ワイズエス・イー・イーは清算したため連結の範囲から除外しております。また、ENGAWA株式会社は、当連結会計年度において株式の一部を売却したことにより持分比率が低下したため、連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 1社

ENGAWA株式会社

前連結会計年度において持分法適用の範囲でありました株式会社沖縄イニシアティブは当連結会計年度において株式の一部を売却したことにより持分比率が低下したため持分法適用の範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. その他有価証券

- ・ 時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法

###### ロ. たな卸資産

- ・ 商品及び製品 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ・ 未成業務支出金 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ・ 原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

##### ② 固定資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

###### 定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）及び平成28年4月1日以降取得した建物附属設備並びに構築物については定額法を採用しております。

主要な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 3～50年

工具、器具及び備品 3～15年

###### ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

###### 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

###### ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### ③ 引当金の計上基準

###### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

###### 役員賞与引当金

当社及び国内連結子会社は役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については5年間の定額法により償却を行っております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

## 3. 表示方法の変更

該当事項はありません。

## 4. 追加情報

該当事項はありません。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

|         |           |
|---------|-----------|
| 現金及び預金  | 15,800千円  |
| 建物及び構築物 | 75,792千円  |
| 土地      | 508,701千円 |
| 計       | 600,293千円 |

② 担保に係る債務

|       |           |
|-------|-----------|
| 買掛金   | 32,045千円  |
| 短期借入金 | 332,041千円 |
| 計     | 364,086千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 726,918千円

## 6. 連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類         | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 発行済株式<br>普通株式 | 3,697,600株    | 3,719,600株   | －株           | 7,417,200株   |
| 合計            | 3,697,600株    | 3,719,600株   | －株           | 7,417,200株   |
| 自己株式<br>普通株式  | 32,124株       | 32,124株      | －株           | 64,248株      |
| 合計            | 32,124株       | 32,124株      | －株           | 64,248株      |

(注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加3,719,600株は、新株予約権の権利行使における新株の発行による増加18,000株、及び平成29年5月30日付の1株を2株に分割する株式分割による増加3,701,600株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、平成29年5月30日付の1株を2株に分割する株式分割による増加であります。

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額   | 1株当たり配当額 | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|----------|----------|----------------|----------------|
| 平成28年9月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 91,636千円 | 25.0円    | 平成28年<br>6月30日 | 平成28年<br>9月27日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

次のとおり、決議を予定しております。

| 決議予定                     | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額   | 1株当たり配当額 | 基準日            | 効力発生日          |
|--------------------------|-------|-------|----------|----------|----------------|----------------|
| 平成29年<br>9月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 73,529千円 | 10.0円    | 平成29年<br>6月30日 | 平成29年<br>9月28日 |

### (3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

|            |          |
|------------|----------|
|            | 第5回新株予約権 |
| 目的となる株式の種類 | 普通株式     |
| 目的となる株式の数  | 185,400株 |
| 新株予約権の残高   | 927個     |

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年6月30日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。（注）2参照）

|              | 連結貸借対照表計上額   | 時 価          | 差 額     |
|--------------|--------------|--------------|---------|
| (1)現金及び預金    | 1,011,250 千円 | 1,011,250 千円 | — 千円    |
| (2)受取手形及び売掛金 | 2,273,235    | 2,273,235    | —       |
| (3)投資有価証券    |              |              |         |
| その他有価証券      | 13,344       | 13,344       | —       |
| (4)敷金及び保証金   | 411,260      | 335,879      | 75,380  |
| (5)買掛金       | (1,149,607)  | (1,149,607)  | —       |
| (6)短期借入金     | (612,041)    | (612,041)    | —       |
| (7)長期借入金     | (1,066,814)  | (1,068,642)  | (1,828) |

負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

#### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

##### (1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

##### (4) 敷金及び保証金

これらの時価は、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。

##### (5) 買掛金、並びに (6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) 2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額75,078千円)については、市場価格がなく、時価を算定することが極めて困難であるため、上記算定対象には含めておりません。

#### 9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は東京都において、賃貸オフィスビル(土地を含む)を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

| 連結貸借対照表計上額  |            |            | 当連結会計年度末の時価 |
|-------------|------------|------------|-------------|
| 当連結会計年度期首残高 | 当連結会計年度増減額 | 当連結会計年度末残高 |             |
| 642,095千円   | △6,319千円   | 635,776千円  | 576,000千円   |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注) 2. 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は物件の減価償却によるものであります。

(注) 3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

#### 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額

198円20銭

(2) 1株当たりの当期純利益

41円57銭

(注) 1株当たりの純資産及び1株当たりの当期純利益は、当連結会計年度に行いました株式の分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算出しております。

#### 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成29年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目                  | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
|----------------------|------------------|----------------------|------------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b>   |                  | <b>( 負 債 の 部 )</b>   |                  |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>1,254,909</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>1,068,276</b> |
| 現金及び預金               | 229,978          | 買掛金                  | 393,486          |
| 受取手形                 | 27,592           | 短期借入金                | 90,000           |
| 売掛金                  | 597,146          | 1年内返済予定の<br>長期借入金    | 100,836          |
| 商品                   | 25               | リース債務                | 1,450            |
| 未成業務支出金              | 172,997          | 未払金                  | 3,205            |
| 原材料及び貯蔵品             | 88               | 未払費用                 | 172,301          |
| 前渡金                  | 80,137           | 未払法人税等               | 100,914          |
| 前払費用                 | 16,440           | 未払消費税等               | 26,450           |
| 繰延税金資産               | 8,646            | 前受金                  | 148,262          |
| 短期貸付金                | 65,571           | 役員賞与引当金              | 21,500           |
| 未収入金                 | 97,966           | 預り金                  | 9,869            |
| 未収利息                 | 40,643           | <b>固 定 負 債</b>       | <b>403,162</b>   |
| その他                  | 244              | 長期借入金                | 328,954          |
| 貸倒引当金                | △82,569          | リース債務                | 4,644            |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>1,549,163</b> | 繰延税金負債               | 4,105            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>706,848</b>   | 資産除去債務               | 16,133           |
| 建物                   | 162,761          | 長期未払金                | 44,475           |
| 構築物                  | 172              | その他                  | 4,851            |
| 車両運搬具                | 12,086           | <b>負 債 合 計</b>       | <b>1,471,439</b> |
| 工具、器具及び備品            | 17,480           | <b>( 純 資 産 の 部 )</b> |                  |
| 土地                   | 508,701          | <b>株 主 資 本</b>       | <b>1,292,671</b> |
| リース資産                | 5,647            | 資本金                  | 483,441          |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>520</b>       | 資本剰余金                | 544,041          |
| その他                  | 520              | 資本準備金                | 544,041          |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>841,794</b>   | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>295,469</b>   |
| 投資有価証券               | 49,510           | 利益準備金                | 11,250           |
| 関係会社株式               | 317,655          | その他利益剰余金             | 284,219          |
| 出資金                  | 10               | 別途積立金                | 7,000            |
| 長期貸付金                | 803,247          | 繰越利益剰余金              | 277,219          |
| 破産更生債権等              | 33,187           | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△30,281</b>   |
| 長期前払費用               | 513              | 評価・換算差額等             | 1,714            |
| 敷金及び保証金              | 132,355          | その他有価証券<br>評価差額金     | 1,714            |
| 貸倒引当金                | △494,685         | <b>新 株 予 約 権</b>     | <b>38,248</b>    |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>2,804,073</b> | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>1,332,633</b> |
|                      |                  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>2,804,073</b> |

# 損 益 計 算 書

(平成28年 7月 1日から  
平成29年 6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金       | 額         |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 4,824,409 |
| 売 上 原 価               |         | 3,797,166 |
| 売 上 総 利 益             |         | 1,027,242 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 813,392   |
| 営 業 利 益               |         | 213,850   |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 16,213  |           |
| 受 取 配 当 金             | 30      |           |
| 受 取 家 賃               | 36,755  |           |
| 業 務 受 託 手 数 料         | 54,414  |           |
| そ の 他                 | 4,016   | 111,429   |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 2,720   |           |
| 賃 貸 費 用               | 14,679  |           |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | 54,377  |           |
| そ の 他                 | 3,645   | 75,423    |
| 経 常 利 益               |         | 249,856   |
| 特 別 利 益               |         |           |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 1,893   |           |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益       | 618     |           |
| 関 係 会 社 株 式 売 却 益     | 250     | 2,761     |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 子 会 社 株 式 売 却 損       | 5,180   |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 45      | 5,226     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 247,392   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 109,305 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 1,744   | 111,050   |
| 当 期 純 利 益             |         | 136,341   |

# 株主資本等変動計算書

(平成28年7月1日から)  
(平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本 |           |              |              |                         |                  |                |                | 自己株式      | 株主資本計<br>合 |
|-----------------------------|---------|-----------|--------------|--------------|-------------------------|------------------|----------------|----------------|-----------|------------|
|                             | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金    |                         |                  |                | 利 益 剰 余 金<br>計 |           |            |
|                             |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | 利 益<br>準 備 金 | その 他 利 益 剰 余 金<br>別 積 金 | 送 立<br>繰 越 利 益 金 | 利 益 剰 余 金<br>計 |                |           |            |
| 平成28年7月1日<br>期 首 残 高        | 475,518 | 536,118   | 536,118      | 11,250       | 7,000                   | 232,514          | 250,764        | △30,281        | 1,232,119 |            |
| 事業年度中の変動額                   |         |           |              |              |                         |                  |                |                |           |            |
| 新株予約権の権利行使による新株の発行          | 7,923   | 7,923     | 7,923        |              |                         |                  |                |                | 15,846    |            |
| 剰余金の配当                      |         |           |              |              |                         | △91,636          | △91,636        |                | △91,636   |            |
| 当期純利益                       |         |           |              |              |                         | 136,341          | 136,341        |                | 136,341   |            |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額<br>(純額) |         |           |              |              |                         |                  |                |                |           |            |
| 事業年度中の変動額合計                 | 7,923   | 7,923     | 7,923        | -            | -                       | 44,705           | 44,705         | -              | 60,551    |            |
| 平成29年6月30日<br>期 末 残 高       | 483,441 | 544,041   | 544,041      | 11,250       | 7,000                   | 277,219          | 295,469        | △30,281        | 1,292,671 |            |

|                             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等        |                     | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|------------------------|---------------------|-----------|-----------|
|                             | その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |           |           |
| 平成28年7月1日<br>期 首 残 高        | 663                    | 663                 | 40,128    | 1,272,911 |
| 事業年度中の変動額                   |                        |                     |           |           |
| 新株予約権の権利行使による新株の発行          |                        |                     |           | 15,846    |
| 剰余金の配当                      |                        |                     |           | △91,636   |
| 当期純利益                       |                        |                     |           | 136,341   |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額<br>(純額) | 1,051                  | 1,051               | △1,880    | △829      |
| 事業年度中の変動額合計                 | 1,051                  | 1,051               | △1,880    | 59,721    |
| 平成29年6月30日<br>期 末 残 高       | 1,714                  | 1,714               | 38,248    | 1,332,633 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- |                       |                                                        |
|-----------------------|--------------------------------------------------------|
| ① 子会社株式及び関連会社株式       | 移動平均法による原価法                                            |
| ② その他有価証券<br>・時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・時価のないもの              | 移動平均法による原価法                                            |
| ③ たな卸資産<br>・未成業務支出金   | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）             |
| ・原材料及び貯蔵品             | 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）               |
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）及び平成28年4月1日以降取得した建物附属設備並びに構築物については定額法を採用しております。  
主要な耐用年数は次のとおりです。  
建物及び構築物 3～50年  
工具、器具及び備品 3～15年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- |         |                                                                                    |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸倒引当金   | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 役員賞与引当金 | 当社は役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。                                         |
- (4) その他計算書類作成のための基本となる事項
- |           |                         |
|-----------|-------------------------|
| 消費税等の会計処理 | 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。 |
|-----------|-------------------------|

## 2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

## 3. 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」において独立掲記していた「株式報酬費用」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」に含めております。

## 4. 追加情報

該当事項はありません。

## 5. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。なお担保付債務はありません。

|    |           |
|----|-----------|
| 建物 | 75,792千円  |
| 土地 | 508,701千円 |
| 計  | 584,493千円 |

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

267,342千円

### (3) 偶発債務

#### 債務保証

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 株式会社ワイズインテグレーション   | 832,421千円   |
| 株式会社フライパン          | 146,644千円   |
| 株式会社クムナムエンターテインメント | 100,000千円   |
| 株式会社スクランブル         | 100,000千円   |
| 計                  | 1,179,065千円 |

### (4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

|          |           |
|----------|-----------|
| ① 短期金銭債権 | 187,821千円 |
| ② 長期金銭債権 | 793,538千円 |
| ③ 短期金銭債務 | 77,304千円  |
| ④ 長期金銭債務 | 200,000千円 |

## 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|              |           |
|--------------|-----------|
| ① 売上高        | 224,631千円 |
| ② 営業費用       | 369,695千円 |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 71,582千円  |

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

|      |         |
|------|---------|
| 普通株式 | 64,248株 |
|------|---------|

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 繰延税金資産（流動）      |            |
| 未払事業税           | 4,967千円    |
| 未払事業所税          | 1,086千円    |
| 未払法定福利費         | 2,541千円    |
| 貸倒引当金繰入超過額      | 25,287千円   |
| 小計              | 33,881千円   |
| 評価性引当額          | △25,235千円  |
| 計               | 8,646千円    |
| 繰延税金資産（固定）      |            |
| 役員退職慰労未払金       | 13,620千円   |
| 投資有価証券評価損否認     | 1,840千円    |
| 一括償却資産繰入超過額     | 252千円      |
| 減損損失            | 941千円      |
| 貸倒引当金繰入超過額      | 151,496千円  |
| 資産除去債務          | 4,940千円    |
| 関係会社株式評価損       | 30,624千円   |
| 小計              | 203,716千円  |
| 評価性引当額          | △203,536千円 |
| 計               | 180千円      |
| 繰延税金負債（固定）      |            |
| 資産除去債務          | 3,529千円    |
| その他有価証券評価差額金    | 756千円      |
| 計               | 4,285千円    |
| 差引：繰延税金負債（固定）純額 | 4,105千円    |

## 9. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社

| 種類                | 会社等の名称                   | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係            | 取引内容      | 取引金額(千円) | 科目      | 期末残高(千円) |
|-------------------|--------------------------|-------------------|----------------------|-----------|----------|---------|----------|
| 子会社               | 株式会社ワイズインテグレーション         | 所有直接100%          | 役員の兼任管理及び事業の受託等      | 債務保証(注)1  | 832,421  | —       | —        |
|                   |                          |                   |                      | 制作費(注)3   | 280,088  | 買掛金     | 70,319   |
|                   |                          |                   |                      | 業務受託(注)3  | 25,109   | —       | —        |
|                   | 株式会社フライパン                | 所有直接51%           | 資金の援助役員の兼任管理及び事業の受託等 | 資金の貸付(注)2 | 255,000  | 長期貸付金   | 265,728  |
|                   |                          |                   |                      | 債務保証(注)1  | 146,644  | —       | 14,271   |
|                   |                          |                   |                      | 業務受託(注)3  | 205,817  | 売掛金     | 20,133   |
|                   | 株式会社グムナムエンターテインメント       | 所有直接100%          | 資金の援助役員の兼任           | 資金の借入(注)4 | 100,000  | 長期借入金   | 100,000  |
|                   |                          |                   |                      | 債務保証(注)1  | 100,000  | —       | —        |
|                   | 株式会社スクランブル               | 所有直接100%          | 資金の援助                | 資金の借入(注)4 | 100,000  | 長期借入金   | 100,000  |
|                   |                          |                   |                      | 債務保証(注)1  | 100,000  | —       | —        |
|                   | 株式会社サニーサイドアップキャリア        | 所有直接100%          | 資金の援助役員の兼任           | 増資の引受(注)5 | 35,600   | 長期貸付金   | —        |
|                   |                          |                   |                      | 資金の貸付(注)2 | 39,000   | 短期貸付金   | —        |
|                   |                          |                   |                      | 資金の回収     | 22,149   | —       | —        |
|                   | SUNNY SIDE UP KOREA, INC | 所有直接100%          | 資金の援助役員の兼任           | 資金の回収     | 11,666   | 長期貸付金   | 58,333   |
| 短期貸付金             |                          |                   |                      |           |          | 13,999  |          |
| S S U HAWAII, INC | 所有直接100%                 | 資金の援助役員の兼任        | 資金の貸付(注)2・7          | 40,904    | 長期貸付金    | 461,420 |          |
|                   |                          |                   | 増資の引受(注)6            | 218,450   | 短期貸付金    | 35,342  |          |
|                   |                          |                   | 利息の受取(注)7            | 13,473    | —        | —       |          |
|                   |                          |                   |                      |           | 未収利息     | 40,540  |          |

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 債務保証については、設備投資及び運転資金等として金融機関からの融資に対して保証を行ったものであり、保証料の受領はしていません。
2. 各社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、各社とも担保は受け入れておりません。
3. 取引金額等については、両者協議の上で決定しております。
4. 各社からの借入については、市場金利を勘案して決定しております。なお、各社へ担保は預け入れておりません。
5. 株式会社サニーサイドアップキャリアの増資の引受は貸付金の全部を株式化（デット・エクイティ・スワップ）したものであります。
6. SSU HAWAII,INCの増資の引受は貸付金の一部を株式化（デット・エクイティ・スワップ）したものであります。
7. SSU HAWAII,INCへの長期貸付金、短期貸付金、及び未収利息に対し、当連結会計年度において537,304千円の貸倒引当金を計上しております。また、当連結会計年度において54,377千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

#### 11. 1株当たり情報に関する注記

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 176円04銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 18円59銭  |

(注) 1株当たりの純資産及び1株当たりの当期純利益は、当事業年度に行いました株式の分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算出しております。

#### 12. 重要な後発事象に関する注記

##### 子会社の増資

当社は、平成29年7月20日開催の取締役会において、当社の連結子会社でありますSSU HAWAII INC.に対する貸付金の全部を株式化（デット・エクイティ・スワップ。以下「DES」といいます。）することを決議しました。

##### (1) 増資の目的

SSU HAWAII INC.の資本増強

##### (2) DESの概要

- ・ 実施額 : 496,763千円
- ・ 引受株式 : 普通株式
- ・ 実施日 : 平成29年8月7日

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年8月23日

株式会社サニーサイドアップ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

|                    |       |   |   |   |   |   |
|--------------------|-------|---|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 江 | 口 | 潤 | Ⓔ |   |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 本 | 多 | 茂 | 幸 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サニーサイドアップの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サニーサイドアップ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年8月23日

株式会社サニーサイドアップ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 江 口 潤 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 本 多 茂 幸 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サニーサイドアップの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、平成27年12月22日付金融庁による業務改善命令に関し、会計監査人が提出した業務改善計画の実施状況について説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年8月23日

株式会社サニーサイドアップ 監査役会

常勤監査役 白 井 耀 ㊟

社外監査役 田 中 博 文 ㊟

社外監査役 豊 田 基 嗣 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第32期の期末配当をいたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は73,529,520円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成29年9月28日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### (1) 提案の理由

- ① 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

- ② 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人財の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第29条第2項を変更案第30条第2項のとおり変更するものであります。

なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

- ③ その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査役</li> <li><u>3. 監査役会</u></li> <li>4. 会計監査人</li> </ol> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することができる。</p> <p>第16条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査等委員会</u></li> <li>(削除)</li> <li><u>3. 会計監査人</u></li> </ol> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することができる。</p> <p>第16条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、10名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第22条～第23条 (条文省略)</p> | <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                  | 変更案                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>                                     | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>                |
| <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</p> | <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> |
| <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2. (条文省略)</p>                                                                      | <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2. (現行どおり)</p>                                         |
| <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                        | <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第28条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>              |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任軽減等)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任軽減等)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p>第32条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(員数)</u><br/>第30条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p><u>(選任方法)</u><br/>第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。<br/>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(任期)</u><br/>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br/>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>(常勤監査役)</u><br/>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> | <p><u>(監査等委員会の議事録)</u><br/>第33条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u><br/>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変更案                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u><br/> <u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日</u><br/> <u>前までに各監査役に対して発する。</u><br/> <u>ただし、緊急の必要があるときは、</u><br/> <u>この期間を短縮することができる。</u><br/> <u>2. 監査役会全員の同意があるときは、</u><br/> <u>招集の手続きを経ないで監査役会を</u><br/> <u>開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u><br/> <u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定</u><br/> <u>めがある場合を除き、監査役の過半</u><br/> <u>数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u><br/> <u>第36条 監査役会における議事の経過の要領</u><br/> <u>およびその結果ならびにその他法令</u><br/> <u>に定める事項については、これを議</u><br/> <u>事録に記載または記録し、出席した</u><br/> <u>監査役がこれに記名押印または電子</u><br/> <u>署名する。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u><br/> <u>第37条 監査役会に関する事項は、法令また</u><br/> <u>は本定款のほか、監査役会において</u><br/> <u>定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u><br/> <u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議</u><br/> <u>によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任軽減等)</u><br/> <u>第39条 当会社は、会社法第426条第1項の</u><br/> <u>規定により、取締役会の決議によっ</u><br/> <u>て、同法第423条第1項の監査役(監</u><br/> <u>査役であった者を含む。)の責任を</u><br/> <u>法令の限度において免除することが</u><br/> <u>できる。</u></p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人<br/>第40条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)<br/>第41条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が、<u>監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計 算<br/>第42条～第45条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>第6章 会計監査人<br/>第35条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)<br/>第36条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が、<u>監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計 算<br/>第37条～第40条 (現行どおり)</p> <p>附 則<br/><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u><br/>第1条 <u>当社は、第32回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> |

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（3名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社の株数 |
|-------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1     | (ツギハラエツコ)<br>次原悦子<br>(昭和41年11月16日生) | 昭和60年7月 当社設立 取締役就任<br>平成9年6月 当社代表取締役社長就任(現任)<br>平成20年11月 株式会社フライパン代表取締役<br>会長就任<br>平成26年4月 株式会社NEXTDREAM<br>(現株式会社エアサイド) 取締<br>役就任(現任)<br>平成26年8月 株式会社サニーサイドアップキ<br>ャリア代表取締役就任<br>平成28年7月 株式会社サニーサイドアップキ<br>ャリア取締役就任(現任)<br>平成28年9月 株式会社EPARKスポーツ取<br>締役就任(現任)<br>(現在に至る) | 2,835,200株    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する株式の数 |
|-------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 2     | (ワタナベノリヒト)<br>渡邊徳人<br>(昭和43年3月2日生) | 平成9年5月 税理士登録<br>平成9年6月 当社監査役就任<br>平成13年10月 有限会社アッカ(現株式会社ACC A) 監査役就任<br>平成14年7月 税理士法人渡邊国際会計事務所<br>(現渡邊リーゼンバーグ) 代表社員就任<br>平成17年6月 株式会社エムズカンパニー取締役就任<br>平成17年7月 当社取締役就任<br>平成18年2月 株式会社ワイズインテグレーション取締役就任(現任)<br>平成18年9月 当社代表取締役副社長就任(現任)<br>平成23年2月 WIST PLASTIC TOYS CO,LTD取締役就任<br>平成23年7月 WIST INTERNATIONAL LIMITED取締役就任<br>平成24年7月 株式会社クムナムエンターテインメント代表取締役就任(現任)<br>平成24年7月 Flypan Hawaii,Inc (現 SSU HAWAII, INC) 代表取締役就任(現任)<br>平成24年7月 bills waikiki LLC取締役就任(現任)<br>平成25年12月 SUNNY SIDE UP KOREA,INC 代表取締役就任(現任)<br>(現在に至る) | 369,600株 |
| 3     | (クガイシンジ)<br>久貝真次<br>(昭和43年11月25日生) | 平成10年2月 株式会社ワイズインテグレーション設立取締役就任(現任)<br>平成20年9月 株式会社ワイズインテグレーション代表取締役社長就任<br>平成21年9月 当社取締役就任(現任)<br>平成23年7月 WIST INTERNATIONAL LIMITED取締役就任<br>平成23年11月 WIST PLASTIC TOYS CO,LTD取締役就任<br>平成24年5月 株式会社沖縄イニシアティブ取締役就任(現任)<br>平成27年12月 ENGAWA株式会社取締役就任(現任)<br>(現在に至る)                                                                                                                                                                                                                                                                 | 172,800株 |

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する株式<br>の株数 |
|-------|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1     | (シライアキラ)<br>白井 耀<br>(白井 晃)<br>(昭和41年5月21日生) | 平成12年5月 当社入社<br>平成12年7月 当社エンタテインメント事業部長就任<br>平成17年9月 当社取締役管理部（現グループ管理本部）長就任<br>平成21年7月 当社取締役PR本部長就任<br>平成22年5月 当社取締役辞任<br>平成22年8月 一般財団法人東京マラソン財団マーケティング本部長就任<br>平成24年4月 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団 特命担当部長就任<br>平成26年4月 株式会社市ヶ谷総合研究所 代表取締役就任<br>平成28年9月 当社常勤監査役就任（現任）<br>（現在に至る） | 16,000株       |
| 2     | (タナカヒロフミ)<br>田中 博文<br>(昭和23年10月2日生)         | 平成16年6月 株式会社JALプラザ 常務取締役就任<br>平成19年11月 当社社外監査役就任（現任）<br>（現在に至る）                                                                                                                                                                                                         | —             |
| 3     | (トヨタモトツグ)<br>豊田 基嗣<br>(昭和42年1月29日生)         | 平成2年4月 住友金属工業株式会社入社<br>平成9年10月 青山監査法人入所<br>平成20年1月 豊田公認会計士事務所代表就任（現任）<br>平成20年9月 当社社外監査役就任（現任）<br>平成26年5月 株式会社ブルーフィールドコンサルティング代表取締役就任（現任）<br>（現在に至る）                                                                                                                    | 4,000株        |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田中博文氏、豊田基嗣氏は、社外取締役候補者であります。
3. 田中博文氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の監査に反映していただくことを期待して社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 豊田基嗣氏は、公認会計士としての高度な専門的知識を有しており、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- 当社は、田中博文氏、豊田基嗣氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、田中博文氏、豊田基嗣氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

### 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、<br>当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                          | 所有する当社の株式数 |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------------|------------|
| (タカハシヒロシ)<br>高橋 廣 司<br>(昭和24年6月21日生)   | 昭和48年12月 扶桑監査法人入所                                      | 一株         |
|                                        | 昭和61年8月 新光監査法人社員                                       |            |
|                                        | 平成7年6月 中央監査法人代表社員                                      |            |
|                                        | 平成19年8月 新日本監査法人(現新日本有限責任監査法人)代表社員 マーケティング本部事業開発部担当常任理事 |            |
|                                        | 平成21年9月 同法人クライアントサービス本部監査統括部事業推進室担当常務理事                |            |
|                                        | 平成22年9月 同法人監査業務本部事業推進室長                                |            |
|                                        | 平成23年5月 (株)パルコ社外取締役(現任)                                |            |
|                                        | 平成23年6月 新日本有限責任監査法人退職                                  |            |
|                                        | 平成23年6月 (株)プロネット代表取締役(現任)                              |            |
|                                        | 平成24年3月 (株)サンセイランディック社外取締役(現任)                         |            |
|                                        | 平成24年6月 (株)丸誠(現高砂丸誠エンジニアリングサービス(株) 監査役(非常勤) 就任         |            |
|                                        | 平成27年6月 高砂丸誠エンジニアリングサービス(株) 監査役(非常勤) 退任                |            |
|                                        | 平成27年6月 (株)ヒューマンウェア(株)ゼネラル・オイスター 社外取締役就任               |            |
|                                        | 平成28年6月 (株)ゼネラル・オイスター社外取締役退任                           |            |
| 平成29年3月 (株)イーソル社外取締役就任(現任)             |                                                        |            |
| 平成29年6月 (株)リアライズ社外取締役就任(現任)<br>(現在に至る) |                                                        |            |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 候補者高橋廣司氏は、補欠の社外取締役候補者であります。  
 3. 高橋廣司氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人出身であり、当社の事業内容への理解が深いこと、また、その経歴から経営の監査という職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。

#### 4. 補欠の社外取締役との責任限定契約について

高橋廣司氏が社外取締役に就任した場合は、社外取締役として当社との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

**第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件  
当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行します。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200百万円以内と定めること、ならびに各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は3名であり、本議案に係る取締役の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

#### **第7号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額30百万円以内と定めること、ならびに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区元赤坂二丁目2番23号

明治記念館 2階 蓬莱の間

TEL 03-6864-1234

※受付は午前9時に開始します。



- 交通
- ・ JR中央線・総武線「信濃町駅」より徒歩3分
  - ・ 地下鉄銀座線・半蔵門線・大江戸線「青山一丁目駅」より徒歩6分
  - ・ 地下鉄大江戸線「国立競技場駅」より徒歩6分

※駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。